

裁 決 書

審査請求人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

同代理人

住所 [REDACTED]

氏名 弁護士 [REDACTED]

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成26年12月9日付けで提起のあった、[REDACTED]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づき平成26年11月6日付けで行った返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 法第63条の規定は、資力があるにもかかわらず、その資力が現実化していなかった等のために保護を利用したことにより、資力を有する期間の保護費を現実化した資力の範囲内で返還させる制度であるから、返還を求めうるのは形式的抽象的な資力ではなく、現実化した資力の範囲に限定され、また資力があるか否かの判断は、収入認定と同様必要な除外事由があるか否か（社会通念上相当でないか否か）、必要経費の有無等についても検討をする必要がある。

法第63条に基づく費用返還額については、保護の実施機関の裁量により定められるにしても、上記法の趣旨に基づく内容である必要があって、その裁量は全くの自由ではなく、やむを得ない用途に充てられたかどうか、被保護者の生活の実態、社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害しないか否か、返還義務者の資力などを考慮して決定しなければならないのであって、これに反する決定は裁量権の逸脱ないし濫用であって違法となる。

本件返還額決定のうち、示談で合意した審査請求人の損害保険会社に対する損害賠償金債権238万6962円から交通費のみ控除した残り225万8002円の全額返還の決定をしたことは、以下に述べるとおり、上記裁量の逸脱あるいは濫用があり違法である。

- (2) 本件損害賠償額のうち、次の費用については、その内容等を勘案すれば、返還金対象から控除すべきものである。

ア 治療費 576,590円

この損害賠償金は、交通事故の傷害治療費であり、保険会社から直接、[redacted]病院に対し支払いがなされた。内訳は、診断書料 64,520円、明細書料61,340円、室料差額 420,000円、病衣貸出料金6,790円およびその他23,940円である。

診断書料および明細書料は、本件事故に伴い保険会社が賠償金を支払うための確認資料として必要不可欠なものであり、必要な経費に相当するものである。

病衣貸出も入院に伴いやむを得ない費用であり、室料差額は審査請求人が希望したものではなく、4人部屋が満室などの病院側の都合あるいは病院の指示に従っただけであるうえ、実務上、病室の差額料金は医療に伴い通常必要とする間接経費として認められている（生活保護手帳別冊問答集2014 問8-42）。

そのうえ、これら費用はすべて本件事故に基づく損害賠償と保険会社も認め、直接病院宛支払いがなされているのであって、審査請求人において実質的に活用しうる資力となったものでもなく返還自体が不可能である。

イ 入院雑費 223,300円

この損害賠償金は、自動車損害賠償責任保険における支払基準の入院1日1,100円に基づいて損害算定されているものであり、通常入院した場合に最低限発生するであろうとされている雑費相当額であるから必要不可欠なものであり、金額的にも何ら他の療養者との均衡を失するものでもなく社会通念上も相当である。

ウ 装具代 138,256円

この費用は、審査請求人が交通事故により右脛骨骨折に伴う入院治療中に装具療法として下肢装具の装着が必要との医師の判断に基づくものであるから、事故に伴う治療に必要不可欠の支出である。

エ 法テラス代理援助立替金および報酬 281,563円

本件事故に基づく損害賠償金の示談交渉について、審査請求人が示談屋に依頼していたものを問題があると福祉事務所の指導もあって、法テラスの援助を利用して弁護士に委任することに変更したものである。

実質的にみても、本件示談金の回収金を法テラスの費用償還に直接充当したものであって、審査請求人について、当該償還費用分は何ら現実的な資力の増加とはなっていないことは明らかである。

また、同様の費用返還でも、過払金が発生した場合の収入認定において「債務整理のための弁護士費用については、必要経費として差し支えない」とするのが実務上の取り扱いである（生活保護手帳別冊問答集2014 問8-32）。

そうすると、本件のような損害賠償請求においても、必要な経費としての弁護士費用すなわち法テラスへの報酬等の費用を控除するのが平等な処理というべきであり、本件処分の決定において何らの考慮もしていないことは違法である。

オ 慰謝料 2,340,000円

一般に収入か否かの認定にあたり、特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるものについては、収入認定除外される取扱いであることに基づけば、本件慰謝料も交通事故による身体の傷害による入院、通院等を余儀なくされたことに対する精神的な慰謝であることは同じであり、その全額を返還請求することは



資力が換金されるなどした場合は、収入に変動があるのであるから、法第61条により被保護者は当該収入を保護の実施機関に申告し、保護の実施機関は、その申告および必要な調査等をもって、最低生活に充てるべき収入を認定しなければならない。

本件では、審査請求人は本件交通事故にかかる損害賠償としての金員（以下、「本件収入」という。）を得たのであるから、この場合の収入の認定について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)-エ-(イ)は「(略)その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること」とされている。

したがって、法第63条に基づく返還額の決定は、まずは前記により収入の認定を行い、その認定された収入の額を限度としつつ、原則として支給した保護金品の全額を返還額と決定するものである。

しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲内の額を本来の要返還額から控除して返還額を決定することも差し支えないこととされており、このような控除ができる額の範囲について、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5は次のとおりとされている。

ア (略)

イ (略)

ウ 当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があつたものに限る。ただし、事後に相談があつたことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、拳証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差し支えない。）

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。

オ (略)

以上を踏まえ、本件における収入の認定および法第63条に基づく費用返還額の決定について、審査請求人の各主張が認められるか検討する。

(2) 収入の認定について

本件における収入の認定は、次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)のとおりであるから、本件収入から収入を受領するための必要経費（以下「必要経費」という。）がある場合はその額を控除し、控除した後の額から8,000円を超える額を認定することとなる。

これを本件についてみると、処分庁はどのような判断を行い、また、どのように収入の認定を行ったについては処分庁の提出した関係資料に記載はなく、これを確認することはできないが、必要経費を何ら控除していないことは明らかである。

しかしながら、審査請求人が本件処分の決定額から控除すべきと主張する各費用のうち、診断書料および明細書料（審査請求の理由(2)のア）は、本件損害保険会社が本件交通事故にかかる審査請求人の医療費の額を確認するために要するものであるから、必要経

費として控除することが相当である。

また、弁護士報酬等（審査請求の理由(2)のエ）は、次官通知第8-3-(2)-エ-①に基づき収入の認定において必ずしも一律・機械的に必要経費として認定できるものではないが、収入を得るうえで、保護の実施機関が事前に指導したまたは認めたとの場場合は、これを必要経費として控除できると解される。（問答集問10-2の趣旨）

本件では、審査請求人が本件交通事故にかかる損害賠償請求権を行使するにあたり、処分庁は弁護士等へ相談するよう審査請求人に指導していたのであるから（双方に反論のないものとして認められる事実）、弁護士報酬等を必要経費として認定しないことは、不合理というべきである。

さらに、本件では、本件収入から8,000円を超える額を認定しているとの事実も認められない。

以上のとおりであるから、本件の収入の認定においては、診断書料、明細書料および弁護士報酬等を必要経費として控除していないこと、8,000円を超える額を認定していないことのそれぞれについて、不当と判断する。

(3) 法第63条に基づく費用返還額の決定について

審査請求人が控除すべきであると主張する各費用のうち、前記により収入の認定における必要経費とされるもの以外の費用は、問答集問13-5によって控除の可否を判断するものである。

これを踏まえるところ、当庁の判断および理由は次のとおりである。

次に掲げる費用は、これを控除することが相当であるから、この点において本件処分は不当である。

ア 装具代（審査請求の理由(2)のウ）

当該費用は、本件交通事故の治療にかかるものであることを疑うべき点はないから、課長通知第8の40-①に該当し、審査請求人の自立更生のための用途にあてられる費用と判断される。

また、処分庁は、当該装具代以外の医療費は実質的に審査請求人に費用負担を求めているにもかかわらず、一方で当該費用の控除は認めていないが、このような取り扱いは著しく不合理である。

イ 治療費のうち病衣貸出料（審査請求の理由(2)のア）

処分庁は、病衣貸出料は、審査請求人が受けた保護における入院日用品費に含まれるものであることを理由として、これを控除する必要がない旨を弁明する。

この点、保護における入院日用品費は被服費を含むものであるが、一方で、保護においては、入院に際して寝巻またはこれに相当する被服が全くないまたは使用に堪えない場合には、これを購入するための費用を臨時的な扶助として支給できている。（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生省社会局長通知）第7-2-(5)-オ）

これを踏まえれば、寝巻の購入等が入院に際する臨時の需要である場合もあることから、必ずしも当該費用が入院日用品費に含まれるということとはできない。

審査請求人が提出した[]病院の治療費の明細によると、当該病衣貸出は平成24年11月から生じており、入院直後に生じた費用ではないが、概ね入院に際して生じ

た臨時の需要とみることができ、課長通知第8の40-(2)-イに該当するものと判断する。

次に掲げる費用は、それぞれの理由により、審査請求の理由をもって本件処分を不当とすることはできない。

ア 治療費のうち室料差額（審査請求の理由(2)のア）

当該費用は、加害者から[]病院に直接に支払われていることから、審査請求人が主張するところの「病院側の都合あるいは病院の指示」が事実であるならば、処分庁は課長通知第8の40-(2)-イを適用して控除すべきであったと判断される。

しかしながら、審査請求人および処分庁が提出した関係資料においては、審査請求人の当該主張を客観的に事実であると確認することはできないから、本件審理において控除すべきであったか否かを判断することはできない。

イ 治療費のうちその他（審査請求の理由(2)のア）

当該費用（23,940円）は、その具体的な内容が不明であるから、本件において審理することはできない。

ウ 入院雑費（審査請求の理由(2)のイ）

処分庁が提出した関係資料をみると、審査請求人が入院していた期間は、保護において入院日用品費を支給の対象の扶助費としている。

したがって、入院に伴う諸雑費の全部または一部は、保護および審査請求人の年金収入で賄うことができる費用であったと考えられる。

また、審査請求人は、当該費用の全部または一部を具体的にどのような費用に消費し、またはあてるのか、本件の審査請求において何ら述べていないから、審査請求人の主張をもって当該経費の全部または一部が入院に伴う諸雑費にあてられ、これを控除すべきであったということとはできない。

エ 慰謝料（審査請求の理由(2)のオ）

法第63条に基づく費用返還額の決定において、本来の要返還額から控除できる額の範囲は、あくまでも問答集問13-5に基づく当該世帯の自立更生のための用途にあてられる費用等であるから、審査請求人の主張をもって当該費用がこれに該当すると判断することはできない。

以上のとおりであるから、本件においては、収入の認定および法第63条に基づく費用返還額の決定において不当な点があると認められ、その余の点を審理するまでもなく、本件処分はこれを取り消す。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 27年 4月 6日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造

